別紙

指名停止措置の概要

１　指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
高知建設株式会社	大阪府大阪市東住吉区杭全五丁目７番７号

２　指名停止措置期間

令和８年１０月３０日から令和８年１２月２９日まで

３　指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

４　事実概要

高知建設株式会社は、令和７年２月１７日付けで行った経営事項審査申請（経営規模等評価申請・総合評定値請求）において、複数の公共発注の元請建設業者より請け負った建設工事について、実際の請負契約額よりも高い金額を記載した。また、令和７年８月７日付けで行った経営事項審査申請（経営規模等評価申請・総合評定値請求）において、大阪府発注の元請建設業者より請け負った建設工事について、現実には「解体工事」に当たるにもかかわらず、「建築一式工事」の工事経歴書において、工事名から「撤去」を削除したうえで、その請負金額を過大に計上するなど、事実とは異なる虚偽の記載をした。これらのことが、建設業法第２８条第１項本文に該当することから、令和８年３月２６日付けで大阪府知事から指示処分を受けた。

５　指名停止措置理由

上記４は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和５９年４月１日付建設省営管第１２４号）別表第２第１３号（建設業法違反行為）に該当すると認められる。

＜官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領＞

別表第２第１３号

措置要件	期間
（建設業法違反行為） １３　指定区域※内において、建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ※指定区域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県をいう。	当該認定をした日から１ヵ月以上９ヵ月以内